

第1号議案

平成30年広島県議会2月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成30年広島県議会2月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成30年2月9日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案される議案

- (1) 広島県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例案…………… P 19～ 22
- (2) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案…………… P 23～ 30
- (3) 特別職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案…………… P 31～ 35
- (4) 広島県手数料条例等の一部を改正する条例案…………… P 36～ 75
- (5) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案…………… P 76～ 80
- (6) 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案…………… P 81～ 85
- (7) 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案…………… P 86～ 89
- (8) 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案…………… P 90～ 95
- (9) 広島県高等学校等奨学金特別会計条例の
一部を改正する条例案…………… P 96～100
- (10) 平成30年度教育委員会関係当初予算案…………… P101～133

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

生涯学習審議会条例の改正の概要(イメージ)

【改正前】

審議会(全体会)
 ※生涯学習・スポーツ等の国・県の動き等についての情報共有等(生涯学習・社会教育・スポーツ振興等の実質的な議論は各分科会)

スポーツ推進分科会

社会教育分科会

答申の柱に基づき、次を議論
 ①生涯学習・社会教育行政推進の県の取組について
 ②補助金の審議

教育委員会所管

知事部局所管

【改正後】

審議会(全体会)
 ※社会教育を含む生涯学習全般の議論の場とする

改正前の分科会での議論(②を除く)を審議会で行う

社会教育分科会

引かれたり、補助金の審議は社会教育法に基づき、分科会で行う

審議会の決定に基づき、次を議論
 ①社会教育により近い個別具体のテーマ
 例:社会教育施設について
 ②補助金の審議

知事部局へ移管

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

H30.1 人事課

1 要 旨

国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職手当の支給水準を国家公務員に準じて引き下げるための所要の改正を行う。

2 改正条例の内容

退職手当の基本額に乗じる調整率を、次のとおり引き下げる。

期 間	調整率
現 行	87 / 100
平成 30 年 4 月 1 日～	83.7 / 100

【参考】退職手当額計算方法

退職手当額 = 基本額 + 調整額

基本額 = 退職時給料月額 × 支給率 (※) × 調整率

(※支給率：勤続期間，退職理由により決定)

調整額 = 在職していた区分の月額のうち，退職前 60 月分の合計額

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

特別職の退職手当に関する条例の一部改正

平成30年1月
人 事 課

1 改正の理由

一般職の退職手当の見直し等を勘案し、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の退職手当について、それぞれの支給率を引き下げるため、必要な改正を行う。

2 改正の内容

特別職の退職手当額の算定に当たり、退職の日における給料月額に在職月数を乗じて得た額に乗じる支給率を、次のとおり改める。

区 分	現 行	改正案
知事	1000分の553	1000分の534
副知事	1000分の399	1000分の385
教育長及び病院事業の管理者	1000分の255	1000分の246
常勤の人事委員会の委員及び 常勤の監査委員	1000分の127	1000分の122

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方自治法第204条

<地方自治法>

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

H30. 1 教職員課

1 要旨

本県における教員の働き方改革の一環として、人事委員会による職員の給与に関する報告も踏まえ、教員の部活動指導業務に係る手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「条例」という。）第36条第1項第4号に規定する業務に係る手当）の支給要件の見直しを行うため、必要な改正を行う。

2 改正の内容

現行の4時間以上の部活動指導業務に加え、「2時間以上4時間未満」の部活動指導業務にも手当を支給できるよう条例第36条第2項第5号の規定を改正する。

（要件及び金額）

現行
4時間以上（3,600円）



改正後
4時間以上（3,600円）
2時間以上4時間未満（1,800円）

3 施行期日

平成30年4月1日

広島県立高等学校等設置条例の一部改正について

平成 29 年 12 月 教育委員会

1 改正理由

平成 16 年 4 月に開校した広島中・高等学校は、本県におけるリーディングスクールとして、特色ある教育を展開し、教育実践の成果を上げてきており、その成果を県内に広めることにより、県全体の教育水準の向上につなげていく必要がある。

新たな併設型中高一貫教育校については、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」において、地域バランスを考慮し設置することとしており、併設型・連携型を含め中高一貫教育校が設置されていない備北地域において、中高一貫教育を受ける機会を選択できる環境を整えることを目的として、高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を広島県立三次高等学校内に設置するため。

2 学校の概要

開校時期：平成 31 年 4 月

設置場所：広島県立三次高等学校内（三次市南畑敷町）

学校規模：1 学年 2 学級（定員 80 人）

通学区域：全県一円

3 改正内容

広島県立高等学校等設置条例の別表第一を次のように改正する。

〔別表第一〕

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町	広島県立広島中学校	東広島市高屋町
広島県立広島叡智学園 中学校	豊田郡大崎上島 町	広島県立広島叡智学園 中学校	豊田郡大崎上島 町
		広島県立三次中学校	三次市南畑敷町

4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（開校の 1 年前に学校設置）

5 上程日程及び施行日等の理由

平成 31 年度から、三次高等学校内に新たに県立中学校を設置し、併設型中高一貫教育校とすることについては、平成 29 年 9 月 5 日の教育委員会会議において決定されたところであり、その後、関係市との最終的な調整が終了したことから、2 月定例会県議会へ上程する。

なお、開校前年度には、中学校教員を配置した上で、校長（三次高等学校長が兼務）の指揮・監督のもと、教科用図書採択事務、適性検査や学校説明会の実施、年間指導計画の作成など、開校に向けた準備業務を行う必要があることから、条例施行日（学校設置日）は、開校 1 年前とする。

【参考】過去の県立学校の設置・廃止に係る改正条例案の県議会上程及び施行日

学校名（設置・廃止）	改正条例案の県議会への上程	条例施行期日 （新設の場合の開校日）
広島叡智学園中・高等学校（新設）	平成 29 年 9 月定例会	平成 30 年 4 月 1 日 （平成 31 年 4 月 1 日）
総合技術高等学校（新設）	平成 16 年 6 月定例会	平成 16 年 12 月 1 日 （平成 17 年 4 月 1 日）
広島中・高等学校（新設）	平成 15 年 2 月定例会	平成 15 年 4 月 1 日 （平成 16 年 4 月 1 日）
白木高等学校（廃止） 大和高等学校（廃止）	平成 24 年 2 月定例会	平成 24 年 4 月 1 日
自彊高等学校（廃止） 高宮高等学校（廃止）	平成 23 年 2 月定例会	平成 23 年 4 月 1 日

6 開校までの主なスケジュール

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
○高等学校等設置条例改正案の上程・議決 （2 月定例会県議会）	○学校設置（平成 30 年 4 月 1 日改正条例施行） ○学校説明会・入試説明会 ○教科用図書採択 ○適性検査	○開校（平成 31 年 4 月 1 日） ○開校式・入学式

平成30年度の教育委員会の教職員定数等について

平成30年2月 教育委員会

1 平成30年度の教職員定数

(単位:人)

区分	H29 (A)	H30 (B)	増減 (B-A)	主な増減要因
学校職員定数 (常勤定数)	14,647 (県立 5,270 市町立 9,377)	14,542 (県立 5,235 市町立 9,307)	▲105 (県立 ▲35 市町立 ▲70)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高等学校の児童生徒数減等 ▲155 (※学びのセーフティネット構築事業に係る教員加配10→30を含む。) ○ 特別支援学級・学校の児童生徒数増 +25 ○ 「学びの变革」の推進等のための教職員の配置 +25 ・広島教智学園の開校準備に係る配置 +21 ・三次中高一貫校の開校準備に係る配置 +4

(単位:人役)

【参考】 非常勤講師等	911	911	±0	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーの増 +3 ○ スクールソーシャルワーカーの増 +4 ○ 介助員(特別支援学校)の増 +4 ○ 初任者研修代員の減 ▲10 等
----------------	-----	-----	----	--

2 栄養教諭の配置状況

(1) 配置計画 (配置数)

(単位:人)

区分	H19	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		H31~	目標
									増数			
小中学校	7	23	38	49	58	67	74	79	84	(+5)	➡	104
特別支援学校	0	0	1	2	5	8	9	10	11	(+1)		14
合計	7	23	39	51	63	75	83	89	95	(+6)		118

(2) 配置の考え方

- 小中学校については、全市町において食育の機運醸成が図られたことを踏まえ、県全体で6校に1名程度の配置となるよう、新たに5人配置
- 特別支援学校については、児童生徒の障害の程度や健康状況等を考慮した指導や、保護者への働きかけなどに配置効果が表れていることから、新たに1人配置

広島県高等学校等奨学金制度の見直しについて

平成 29 年 12 月
高校教育指導課

1 目的

近年、家庭の経済状況に関わらず、すべての子供が教育機会にアクセスできる環境の確保に向け、国においては就学支援金制度の創設、低所得者世帯に対する給付型奨学金の検討など、教育費の負担軽減を図る取組が進められており、本県においても、貧困による格差が世代を超えて連鎖しないための取組や、家庭の経済事情にかかわらず、均等な教育機会を提供できる「学びのセーフティネット」づくりなどの取組を進めている。

こうした状況の中、奨学金制度についても、従来の「育英及び修学支援」を目的とした制度から、より「修学支援」に重点を置いた内容へ転換を図ることにより、これから意欲を持って勉学に励もうとするすべての生徒が奨学金を利用できる制度となるよう、所要の改正を行う。

2 現行制度の課題

修学のための奨学金制度は、国の補助を受けて開始したA区分（平成 14 年度に開始）及び旧日本育英会から移管されたB区分（平成 17 年度開始）があるが、制度創設以降、貸付に関する諸要件を変更しておらず、希望者が貸付を受けられないなど、現状と合わない制度となっている。

(1) 貸付基準

①A区分は、B区分と比較して収入要件が低く設定されており、一定の収入（4人世帯で390万円程度）を超える場合は貸付を受けることができない。

②B区分は、成績要件が前年度の学習成績によることから、進学や進級等を機に意欲を持って勉学に励もうとする生徒に対して、学習要件を満たさない場合は貸付を受けることができない。

《平成 29 年度申請手続において不認定となった生徒》

理由	人数	摘要
①	69 人	
②	8 人	
その他	71 人	B区分所得要件非該当(18人)、辞退(44人)、手続未実施(6人)、退学(3人)
計	148 人	

(2) 申請手続

申請区分により提出する書類が異なることで、提出された書類の不備が見受けられるなど、貸付を希望する保護者、生徒にとって分かりにくい手続内容となっている。

《申請手続に必要な書類の例》

A区分	市町村民税課税証明書、所得証明書、非課税所得（児童扶養手当、遺族年金、失業給付等）受給証明書（それぞれすべての世帯員）、家賃等の支払証明書等
B区分	所得証明書、非課税所得受給証明書（それぞれ保護者）

3 他の修学支援制度（詳細は別紙-1のとおり）

生活保護費（生業扶助[高等学校等就学費]）、広島県高校生等奨学給付金、高等学校等就学支援金

4 現行制度における支援対象

貸付対象者の決定は、保護者等の家計の状況、生徒の前年度の成績等に基づき判定するため、全体のカバー率を詳細に把握することは困難であるが、国民生活調査（※）に基づく推計では、県内高校生等のうち 43.8%程度をカバーしている。（詳細は別紙-2のとおり）

（※厚生労働省、平成 28 年度調査）

5 改正の内容

前述の課題を解消するため、次のとおり制度を改正する。

内容	改正前		改正後
対象	A区分	B区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ A区分・B区分を廃止する。 ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） ・ 高等専門学校 ・ 特別支援学校高等部 ・ 専修学校高等課程
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） ・ 高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校高等部 ・ 専修学校高等課程 	
学習要件	A区分	B区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ B区分の成績要件を撤廃し、A区分に統一する。 ○学習状況が良好であること ⇒申請時の作文で判断する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○学習状況が良好であること ⇒申請時の作文で判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習成績が良好であること ⇒評定平均 3.0 以上 (1年生は、中学3年の評定平均が 3.5 以上) 	
収入要件	A区分	B区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入要件をB区分に統一する。 ○保護者全員の年間の全収入額が基準以下であること。 ⇒4人世帯で約 665 万円以下
	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯全員の年間の全収入額が基準以下であること。 ⇒4人世帯で約 320 万円～390 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者全員の年間の全収入額が基準以下であること。 ⇒4人世帯で約 665 万円以下 	

6 要件等の設定理由

従来の「育英及び修学支援」を目的とした制度から、より「修学支援」に重点を置いた内容へ変更することで、これから意欲を持って勉学に励もうとするすべての生徒が利用できる制度とするため。

- ・ 前年度の学習成績に関わらず、今後の学習意欲により貸付の可否を判定する。
- ・ B区分の収入要件は、旧日本育英会において「学資の支弁が困難または支障がある」基準として設定された要件であり、本県でもこれまで採用していることから、引き続きこの要件とする。

7 改正による効果

(1) 対象の拡大

対象の拡大により、2(1)①、②の理由により貸付を受けられなかった生徒（H29実績で77人）は、貸付が可能となる。また、別紙-2の推計に基づく試算ではカバー率が43.8%→54.6%(+10.8%)となる。

(2) 特別会計予算への影響

現在は貸付ピーク時（年間貸付者が1,200人以上[H18～H26]）の貸付者からの償還時期を迎え、返還ピーク時（H27～H36頃）においては、大きな経済状況の変化、教育費の大幅な負担増等がない限り、年度末残高は増加する見込である（詳細は別紙-4のとおり）。

なお、貸し付けた額は後年に返済されることから、原則として特別会計の残高に影響を与えない。

8 今後の検討事項

現行の奨学金制度については、奨学生選考委員会等から様々な家庭状況に応じた貸付制度となるよう要望（区分廃止[成績要件の撤廃]、貸付金額の選択制など）を受けているが、制度の見直しに当たっては、個別の家庭の状況など、県全体の現状を把握するための詳細な調査、分析が必要である。

今回、要望の一つである区分廃止（そのことに伴う成績要件の撤廃）を実施することにより、今後は、今回の制度改正を踏まえた上で段階的に現状把握の取組を進め、運用及び制度の見直しを含めた必要な対応を行う。

1 主な修学支援制度

(1) 生活保護費（生業扶助[高等学校等就学費]）

対象	金額	摘要
生活保護世帯	上限額の範囲内で実費	市町から支給

(2) 高等学校奨学給付金（全日制・定時制の場合）【H26～】

修学旅行費，教科書代等の修学に係る費用（授業料を除く）に対する支援

対象	区分	金額（年額）
生活保護世帯	【国公立】	32,300円
	【私立】	52,600円
市町村民税所得割額が非課税世帯	【国公立】	75,800円
	【私立】	84,000円
	【国公立】（多子世帯に該当する場合）	129,700円
	【私立】（多子世帯に該当する場合）	138,000円

(3) 高等学校就学支援金（全日制の場合）【H26～】

授業料に対する支援

対象	区分	金額（月額）
市町村民税所得割額が非課税世帯	【私立】	24,750円
市町村民税所得割額が 51,300円未満		19,800円
市町村民税所得割額が 154,500円未満		14,850円
市町村民税所得割額が 304,200円未満	【国公立・私立】	9,900円

2 各種制度と対象範囲

一定の条件のもと，各種制度の対象範囲を推計した。

(1) 国民生活調査の概要（厚生労働省，平成28年[熊本県を除く46都道府県]）

図1 - 所得金額階級別世帯数の相対度数分布 -

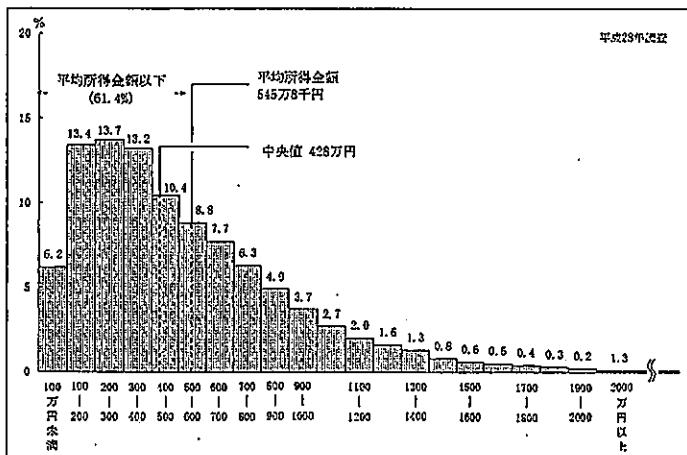
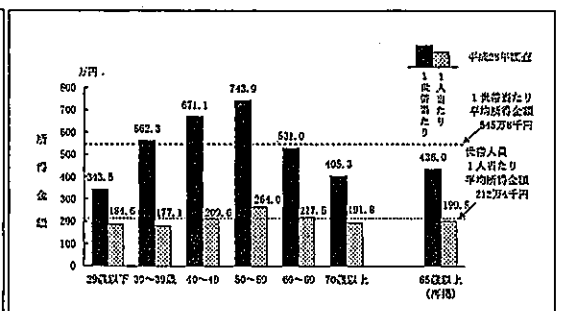


図2 - 世帯主の年齢階級別の世帯平均所得 -



高校生の子供を持つ世帯の大部分は世帯主年齢が30歳～59歳(平均所得[545.8万円]を上回る層)児童(18歳未満)のいる世帯平均所得は707.8万円

(2) 対象範囲 (※1)

制度	収入の目安	所得の目安	対象範囲 (※2)	支給要件を加味 (※3)	H28実績
奨学給付金	255万円	160万円	14.2%	—	9.6% (7,224人/75,473人)
奨学金A区分	390万円	258万円	27.5%	—	1.2% (918人/78,000人)
奨学金B区分	665万円	478万円	54.6%	43.8%	
就学支援金	910万円	699万円	73.3%	—	78.9% (59,584人/75,473人)

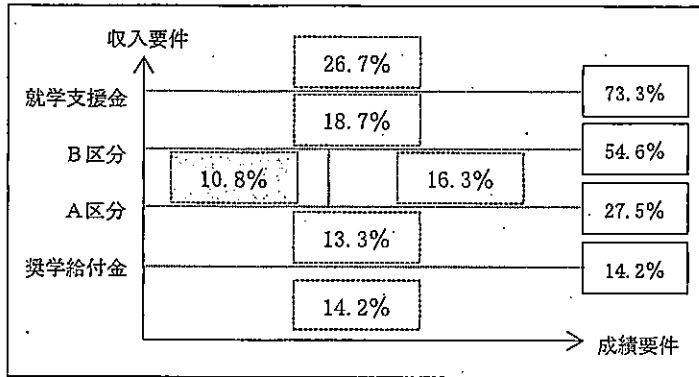
※1：4人世帯（会社員等の給与所得者，専業主婦，子供2人[高校生，中学生]）の場合

※2：図1から算出した数値。図2を考慮した場合，低所得者層になるほど数値は下落する

※3：奨学金B区分の成績要件を加味した数値（評定平均値3.0以上の生徒を60%と試算）

3. 制度見直しによる対象者の拡大

推計では、新たに 10.8% (8,400 人程度) が対象となる見込である。



【対象者を 78,000 人 (※) とした場合】

区分	カバー率	対象者
見直し前	43.8%	34,164 人
見直し後	54.6%	42,588 人
増減	+10.8%	+8,424 人

※公立高校：51,000 人程度
 私立高校：24,500 人程度
 その他：2,500 人程度
 (国立高校、特支高等部、高専)

4. 予算額への影響

近年は、授業料無償化制度 (H22～) 等によって保護者の教育費負担が減少している。今回の改正により対象者は 10% 程度増加するが、奨学金貸付者が減少している中で大きな影響はない。

(1) 年度末残高の推移 (貸付は C 区分を除く)

年度	貸付者	貸付額	償還者	償還額	年度末残高 (※)
H24	1,809 人	494,761 千円	4,025 人	360,474 千円	2,624,691 千円
H25	1,613 人	439,054 千円	4,661 人	407,141 千円	2,944,856 千円
H26	1,386 人	381,314 千円	5,146 人	462,326 千円	3,221,833 千円
H27	1,102 人	301,688 千円	5,651 人	519,123 千円	3,404,773 千円
H28	918 人	255,839 千円	5,817 人	533,308 千円	3,655,915 千円
H29	765 人	214,528 千円	5,847 人	506,562 千円	3,904,845 千円
H30	1,067 人	303,672 千円	5,907 人	494,908 千円	4,045,154 千円
H31	1,067 人	303,672 千円	5,734 人	480,372 千円	4,170,640 千円
H32	1,067 人	303,672 千円	5,148 人	431,294 千円	4,248,196 千円
H33	1,067 人	303,672 千円	4,698 人	393,397 千円	4,288,165 千円
H34	1,067 人	303,672 千円	4,231 人	354,509 千円	4,289,546 千円
H35	1,067 人	303,672 千円	3,834 人	321,199 千円	4,258,057 千円
H36	1,067 人	303,672 千円	3,547 人	297,171 千円	4,202,980 千円

※その他支出等 (事務費、国庫返還金、C 区分) を含めた特別会計全体の残高

(2) H30 の見込

区分	貸付者		貸付額	償還者	償還額	年度末残高
	A 区分	B 区分				
見直し前	360 人	564 人	263,340 千円	5,689 人	494,908 千円	4,038,957 千円
見直し後		1,067 人	303,672 千円	5,689 人	494,908 千円	3,998,625 千円
増減		+143 人	+40,332 千円	—	—	▲40,332 千円

《積算方法》

対象	積算の考え方	積算	貸付見込
継続貸付	H30 継続対象者 × 過去 3 年間の平均継続率	A : 283 人 × 78.3% ~ 222 人 B : 420 人 × 87.0% ~ 369 人 (単価按分において端数処理を実施)	591 人 171,684 千円
新規貸付 (見直し前)	過去 3 年間の平均貸付実績	A : 138 人 B : 195 人	333 人 91,656 千円
新規貸付 (見直し後)	H29 不認定者の実績 (※) (退学者及び手続未実施者を除く)	148 人 - (3 人 + 6 人) ~ 143 人 (単価按分において端数処理を実施)	143 人 40,332 千円

※制度見直し後の対象者について;

- ・ H29 申請手続において不認定となった者のうち対象拡大分の該当者 ~ 77 人
- ・ 対象拡大者 (8,424 人) × H28 貸付実績 (1.2%) ~ 101 人をカバーできる範囲として、H29 不認定者の実績により計上

計：1,067 人
303,672 千円

大学入学金等奨学金の創設について

平成 29 年 12 月
高校教育指導課

1 目的

大学等への進学には相当の額が必要とされるため、低所得者世帯ほど所得に占める割合が高く、経済的負担が大きい。

そのため、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学が困難となっている生徒の大学等への進学を後押しするために給付型の奨学金制度を創設する。

2 制度概要

大学等に進学する際に必要な経費の一部（受験料；入学料及び授業料の一部）を給付する。

対象校種	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校高等部
対象者	・大学、専門学校等への進学を希望する者 ・経済的な理由により大学等への進学が困難な者 ・高等学校等における学習成績が良好である者
金額	60 万円以内（実費相当額）（※自己負担額が 60 万円を下回った場合は、自己負担額を上限）
対象人数	100 名程度

3 給付金額の算定根拠

受験費用、入学料、授業料（半期）の合計を目安に設定

区分	国立大学	公立大学	私立大学	専門学校
センター試験	18,000 円	18,000 円	18,000 円	-
受験料	17,000 円	17,000 円	30,000 円	-
入学料	282,000 円	397,721 円	256,069 円	123,000 円
授業料 (括弧内は半期分)	535,800 円 (267,900 円)	537,857 円 (268,928 円)	868,447 円 (434,223 円)	828,000 円 (414,000 円)
合計	852,800 円 (584,900 円)	970,578 円 (701,649 円)	1,172,516 円 (738,292 円)	951,000 円 (537,000 円)

※大学の入学料・授業料は、平成 27 年度平均（文部科学省調査）、公立大学入学料は地域外からの入学者平均（県立広島大学、広島市立大学の県内者の入学料は 282,000 円）

4 財源

広島県高等学校等奨学金特別会計を財源とする（年間 6,000 万円）。

5 給付方法

- ・大学等合格後、合格通知書の写しの提出を受け、速やかに給付する。
- ・大学等へ進学後、大学等の在学証明書の提出を受け、大学等への入学を確認する。

6 スケジュール

4 月	8 月	9 月	1 月	3 月	4 月
制度周知 募集開始	募集期限	審査 内定通知	センター試験	一般入試 合格発表 奨学金給付	大学等在学確認

平成30年広島県議会2月定例会提案見込事項

1 平成30年度一般会計予算

(1) 歳入

(単位:千円, %)

款	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
使用料及び手数料	5,003,759	4,981,309	△ 22,450	99.6
国庫支出金	28,536,269	28,790,738	254,469	100.9
財産収入	182,390	179,482	△ 2,908	98.4
繰入金	55,850	65,552	9,702	117.4
諸収入	2,305,425	2,177,477	△ 127,948	94.5
県債	10,118,900	11,641,200	1,522,300	115.0
合計	46,202,593	47,835,758	1,633,165	103.5

(2) 歳出

(単位:千円, %)

款	項	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
教育費	教育総務費	5,182,835	5,527,090	344,255	106.6
	小学校費	59,786,009	58,809,914	△ 976,095	98.4
	中学校費	34,277,080	33,772,970	△ 504,110	98.5
	高等学校費	49,865,239	53,549,168	3,683,929	107.4
	特別支援学校費	16,201,734	16,540,901	339,167	102.1
	社会教育費	1,259,627	1,252,774	△ 6,853	99.5
	保健体育費	1,231,821	1,439,423	207,602	116.9
	計	167,804,345	170,892,240	3,087,895	101.8
	災害復旧費	20,000	20,000	0	100.0
	合計	167,824,345	170,912,240	3,087,895	101.8

県一般会計予算総額	977,930,000	953,890,000	△ 24,040,000	97.5
-----------	-------------	-------------	--------------	------

(3) 歳出の経費区分別内訳

(単位:千円, %)

区 分	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
一 般 事 業 費	21,663,809	25,550,815	3,887,006	117.9
施設整備	4,760,101	7,741,825	2,981,724	162.6
そ の 他	16,903,708	17,808,990	905,282	105.4
職 員 給 与 費	146,140,536	145,341,425	△ 799,111	99.5
災 害 復 旧 費	20,000	20,000	0	100.0
合 計	167,824,345	170,912,240	3,087,895	101.8

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島叡智学園中学校・高等学校整備事業	平成31年度~36年度	1,863,007
広島みらい創生高等学校整備運営事業	平成31年度	113,500
県立学校施設整備事業	平成31年度~32年度	1,480,002
広島県総合体育館施設修繕事業	平成31年度	204,426

2 平成30年度高等学校等奨学金特別会計予算

(1) 歳 入

(単位:千円, %)

項	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
繰 越 金	4,400	64,187	59,787	1,458.8
諸 収 入	356,752	350,413	△ 6,339	98.2
合 計	361,152	414,600	53,448	114.8

(2) 歳 出

(単位:千円, %)

項	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
高等学校等奨学金	361,152	414,600	53,448	114.8
合 計	361,152	414,600	53,448	114.8

(歳出内訳)

1 平成30年度一般会計予算

(単位:千円)

目	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(款)教育費				
(項)教育総務費				
1 教育委員会費	34,441	32,183	△ 2,258	1 委員報酬及び給与費 教育長及び委員 6人 26,685 2 委員会運営費 5,498
2 事務局費	2,625,931	2,523,303	△ 102,628	1 職員給与費 2,267,515 2 事務局運営費 213,987 3 教育事務所費 27,922 4 企画広報活動費 5,860 5 文教施設管理費 8,019 (1)県立学校施設等管理指導費 4,048 (2)市町立学校施設整備等事務費 3,971
3 教職員人事費	32,055	30,606	△ 1,449	1 教職員人事管理費 19,261 2 教育職員免許検定費 11,345
4 教育指導費	2,089,998	2,591,761	501,763	1 学校教育指導費 724,866 (1)学びの变革牽引事業費 512,618 (2)生徒指導及び道德教育振興費 92,232 (3)教職員指導力向上対策事業費 25,787 (4)幼児教育推進費 60,740 (5)特別支援教育振興費 13,096 (6)教育振興費 18,572 (7)被災児童生徒等支援事業費 1,821 2 義務教育改革推進事業費 19,794 3 高校教育改革推進事業費 1,500,141 (1)学力向上対策事業費 35,075 (2)職業能力育成推進事業費 17,720 (3)魅力ある高校づくり推進事業費 6,361 (4)広島みらい創生高等学校整備運営事業費 1,440,985 4 開かれた学校づくり推進事業費 3,794 5 教育情報化推進事業費 158,064 6 国際化教育推進事業費 81,541 7 教育センター費 60,665 8 同和奨学金(既貸付決定分) 42,896
6 福利厚生費	400,410	349,237	△ 51,173	1 教職員健康管理費 177,261 2 教職員公舎管理費 77,942 3 公立学校共済組合事務費交付金 94,034
(項)小学校費				
1 教職員費	59,786,009	58,809,914	△ 976,095	1 教職員給与費 57,749,474 2 非常勤講師報酬等 789,957 3 教職員等旅費 270,483

(単位:千円)

目	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(項)中学校費				
1 教 職 員 費	34,277,080	33,772,970	△ 504,110	1 教職員給与費 32,698,205 2 非常勤講師報酬等 885,265 3 教職員等旅費 189,500
(項)高等学校費				
1 高等学校総務費	39,278,543	39,826,551	548,008	1 教職員給与費 38,159,142 2 非常勤講師報酬等 1,421,308 3 教職員等旅費 218,555 4 高等学校入学者学力検査費 27,546
2 高等学校管理費	10,586,696	13,722,617	3,135,921	1 学校運営費 2,622,946 2 定時制通信制教育等修学奨励費 20,352 3 広島叡智学園中学校・高等学校整備費 3,294,559 4 学校改修整備費 1,255,853 5 学校維持修繕費 759,989 6 専門教育施設等整備費 381,968 7 教育振興基金積立金 41,898 8 就学支援金 4,776,023 9 奨学給付金 569,029
(項)特別支援学校費				
1 特別支援学校費	16,201,734	16,540,901	339,167	1 教職員給与費 13,694,023 2 非常勤講師報酬等 323,104 3 教職員等旅費 61,190 4 学校運営費 693,751 5 通学対策費 730,203 6 就学奨励費 375,802 7 学校改修整備費 481,043 8 学校維持修繕費 157,275 9 専門教育施設等整備費 24,201 10 教育振興基金積立金 309
(項)社会教育費				
1 社会教育総務費	782,404	787,375	4,971	1 職員給与費 666,246 2 生涯学習振興費 4,506 3 成人教育費 2,500 4 青少年教育費 106,785 5 文化振興費 7,338
2 文化財保護費	107,446	87,162	△ 20,284	1 埋蔵文化財保護費 14,996 2 文化財保存事業費補助金 72,166
3 文化施設費	366,366	374,178	7,812	1 図書館費 195,952 2 歴史民俗資料館費 54,656 3 歴史博物館費 123,570
4 人権教育推進費	3,411	4,059	648	1 人権教育推進費 4,059

(単位:千円)

目	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(項)保健体育費				
1 保健体育総務費	449,247	435,934	△ 13,313	1 職員給与費 80,135 2 学校保健体育費 350,716 (1)学校保健管理指導費 69,581 (2)学校安全管理指導費 239,279 (3)学校体育指導費 41,856 3 学校給食振興費 5,083
2 体育振興費	782,574	1,003,489	220,915	1 国民体育大会関係費 169,965 2 競技スポーツ振興対策事業費 237,440 3 体育施設管理費 596,084
(款)災害復旧費				
(項)教育施設災害復旧費				
1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	0	0 1 単独事業 5,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 5,000 2 公共事業 15,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 15,000
合 計	167,824,345	170,912,240	3,087,895	

2 平成30年度高等学校等奨学金特別会計予算

(単位:千円)

目	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(款)高等学校等奨学金				
(項)高等学校等奨学金				
1 高等学校等奨学金	361,152	414,600	53,448	1 貸付金 308,072 2 給付金 60,000 3 事務費 44,736 4 国庫補助金返還金 1,792

平成30年度主要施策の概要

ひろしま未来
チャレンジアクション

人の
定着と
教育

福祉

中山
地
域
間

魅
力
あ
る
地
域
環
境

人づくり

安心な暮らしづくり

豊かな地域づくり

県政運営の基本方針2018

県政運営の基本姿勢
「欲望的なライフスタイル」
の実現を目指して

政策の基本方向

希望をかたえるための総申し
■すべての子供が夢を育
むことのできる社会づくり

学びのセーフティネットの
構築
■社会で活躍する人材の
育成

【乳幼児期】
▶本県が目指す乳幼児の姿
「遊び 学び 育つひろしま
っ子」の実現に向けた施策
の推進

【小・中・高等学校段階】
▶広島版「学びの変革」アク
ション・プランに基づく教
育環境の整備や教員の指導
力向上

▶県立広島教育学園中学校・
高等学校や広島市立みらい
創生高等学校の開設準備

広島県「教育」に関する大綱
広島県教育委員会主要施策実施方針

- ～一人一人が、生誕にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり～
- ◆ 幼少期から大学・社会人まで「広島らしい」教育の推進
- ◆ 本県の特徴を最大限生かした「広島らしい」教育の推進
- ◆ オール広島県で取り組む「日本一の教育県」の実現

社会で活躍する人材の育成

★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）

★異文化間協働活動推進事業（一部課題）
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）

★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進

★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業

★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

★「ひろしま教育の日」関連事業
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）

★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）
★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進
★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業
★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★異文化間協働活動推進事業（一部課題）
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）
★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進
★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業
★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）

★生徒指導総合対策事業
★オリリンピック・パラリンピック教育推進事業
★ジュニア選手育成強化事業

★広島みらい創生高等学校整備運営事業
★三次中・高等学校（仮称）整備事業
★広島県立高等学校等学校施設整備準備事業

★広島県高等学校等奨励事業
★魅力ある高校づくり推進事業
★中山間地域の次世代を担うリーダーの育成

★地域学校協働活動推進事業
★「ひろしま教育の日」関連事業

★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★異文化間協働活動推進事業（一部課題）
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）
★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進
★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業
★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

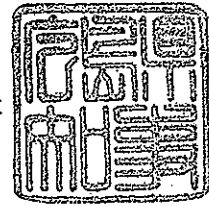
★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★異文化間協働活動推進事業（一部課題）
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）
★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進
★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業
★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

★「学びの変革」アクション・プランの平成30年度主要展開
★課題発見・解決学習推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★異文化間協働活動推進事業（一部課題）
★「学びの育つひろしまっ子」推進プロジェクト（重点）（一部課題）
★ものづくり人材育成日本一プロジェクト（重点）（一部課題）
★特別支援教育ビジョン推進事業（一部課題）
★「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（一部課題）
★ことばの教育の推進
★キャリア教育の推進
★教職員指導力向上事業
★広島県「教師養成塾」事業
★学校業務改善推進事業
★県立学校施設整備準備事業

平成 30 年 1 月 18 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の制定について（照会）

別紙のとおり、広島県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第十九号議案

広島県スポーツ推進審議会条例案を次のように提出する。

平成三十年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県スポーツ推進審議会条例案

広島県スポーツ推進審議会条例

第一条 ～ 第八条 省 略

附 則

1 ～ 3 省 略

(広島県生涯学習審議会条例の一部改正)

4. 広島県生涯学習審議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条」を削る。

第二条第一項中「二十五人」を「二十人」に改める。

第七条の見出し中「分科会」を「社会教育分科会」に改め、同条第一項を次のように改める。

審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

第七条第二項中「各分科会」を「分科会」に改め、同条第三項中「社会教育分科会」を「分科会」に改める。

今議案は、
生涯学習審議会
条例の一部を
改正するもの
である。

(提案理由)

新たにスポーツに関する事務(学校における体育に関するものを除く。)を知事に管理及び執行させることに伴い、スポーツ基本法第三十一条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するための審議会を設置するとともに、必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

改正後

(設置)

第一条 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について教育委員会又は知事に意見を述べるため、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、広島県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 (略)

(社会教育分科会)

第七条 審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会の委員の定数は、十五人以内とする。

3 分科会の委員は、社会教育法第十五条第一項の規定により置く広島県社会教育委員とし、広島県社会教育委員の定数は前項の委員の定数と、任期は第三条の委員の任期とする。

4 5 6 (略)

改正前

(設置)

第一条 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について教育委員会又は知事に意見を述べるため、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、広島県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 (略)

(分科会)

第七条 審議会に、次の各号に掲げる分科会を置くものとし、これらの分科会の調査審議事項は、それぞれ当該各号に定める事項とする。
一 社会教育分科会 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項
二 スポーツ推進分科会 スポーツ基本法第三十五条の規定によりスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の権限に属させられた事項その他スポーツの推進に関する事項

2 各分科会の委員の定数は、十五人以内とする。

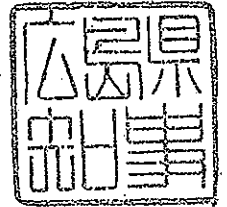
3 社会教育分科会の委員は、社会教育法第十五条第一項の規定により置く広島県社会教育委員とし、広島県社会教育委員の定数は前項の委員の定数と、任期は第三条の委員の任期とする。

4 5 6 (略)

平成30年1月24日

広島県教育委員会様

広島県知事
(人事課)



平成30年広島県議会2月定例会に提出する条例案に係る意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

- (1) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- (2) 特別職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

平成30年広島県議会2月定例会

県第 号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の退職手当に関する条例等の
一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例等の
一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当の支給水準を、国家公務員に準じて引き下げるため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

職員の退職手当に関する条例等の 一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当の支給水準を、国家公務員に準じて引き下げるための改正を行う。

二 改正の内容

職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乘じる調整率を、百分の八十七から百分の八十三・七に改定する。

三 施行期日

平成三十年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改正案	現行
<p>17 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、<u>第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七</u>を乗じて得た額とする。この場合において、<u>第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十七項」とする。</u></p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 25 (略)</p>	<p>附則</p> <p>17 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、<u>第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七</u>を乗じて得た額とする。この場合において、<u>第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十七項」とする。</u></p> <p>18 当分の間、<u>三十六年以上四十二年以下</u>の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例附則第六項の規定に該当する者を除く。）で<u>第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>19 当分の間、<u>三十五年を超える期間勤続して退職した者</u>（昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。）で<u>第五条の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を三十五年として附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>20 25 (略)</p>	

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">154（略）</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年広島県条例第三十五号。以下「昭和五十二年改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員（施行日に昭和五十二年改正条例第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第七条の三第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となる者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となるものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、施行日以後に職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">6518（略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">154（略）</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年広島県条例第三十五号。以下「昭和五十二年改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員（施行日に昭和五十二年改正条例第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第七条の三第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となる者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となるものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、施行日以後に職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">6518（略）</p>

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年広島県条例第七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

（経過措置）

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年広島県条例第五十三号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号。以下「平成十五年改正条例」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四

附則

（経過措置）

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年広島県条例第五十三号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号。以下「平成十五年改正条例」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四

十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第四条、附則第五条、附則第八条の規定による改正後の昭和三十七年改正条例附則第三項、昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2
(略)

十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第四条、附則第五条、附則第八条の規定による改正後の昭和三十七年改正条例附則第三項、昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2
(略)

附則

(施行期日)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

県第 号議案

特別職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別職の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例案

特別職の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「千分の五百五十三」を「千分の五百三十四」に改め、同項第二号中「千分の三百九十九」を「千分の三百八十五」に改め、同項第三号中「千分の二百五十五」を「千分の二百四十六」に改め、同項第四号中「千分の百二十七」を「千分の百十二」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

一般職の退職手当の見直し等を勘案し、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の退職手当について、それぞれの支給率を引き下げるため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

特別職の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

一般職の退職手当の見直し等を勘案し、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の退職手当について、それぞれの支給率を引き下げるため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

退職の日における給料月額に在職月数を乗じて得た額に乘じる支給率を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
知事	1000分の五五三	1000分の五三四
副知事	1000分の三九九	1000分の三八五
教育長及び病院事業の管理者	1000分の二五五	1000分の二四六
常勤の人事委員会の委員及び 常勤の監査委員	1000分の一二七	1000分の一二三

三 施行期日

平成三十年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理

職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）新旧対照表（第二条関係）

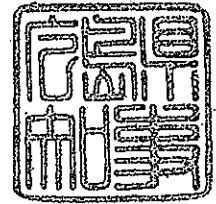
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 前項の退職手当（公営企業の管理者に係るものを除く。）の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 千分の五百三十四</p> <p>二 副知事 千分の三百八十五</p> <p>三 教育長及び病院事業の管理者 千分の二百四十六</p> <p>四 常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員 千分の百二十二</p> <p>3、4（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 前項の退職手当（公営企業の管理者に係るものを除く。）の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 千分の五百五十三</p> <p>二 副知事 千分の三百九十九</p> <p>三 教育長及び病院事業の管理者 千分の二百五十五</p> <p>四 常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員 千分の百二十七</p> <p>3、4（略）</p>

平成 30 年 1 月 19 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県手数料条例等の一部改正について（照会）

このことについて、別紙のとおり議会へ提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第二十五号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例等の一部を
改正する条例案

広島県手数料条例等の一部を
改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表消防法(以下この項において「法」という。)の項中

	二、八〇〇円
一 同令第三十三条第五号に掲げる事項に係るもの	一、六〇〇円
二 一に掲げるもの以外のもの	七〇〇円
	一、八〇〇円
一 甲種危険物取扱者試験	五、〇〇〇円
二 乙種危険物取扱者試験	三、四〇〇円
三 丙種危険物取扱者試験	二、七〇〇円

を

	二、九〇〇円
一 同令第三十三条第五号に掲げる事項に係るもの	一、六〇〇円
二 一に掲げるもの以外のもの	七〇〇円
	一、九〇〇円
一 甲種危険物取扱者試験	六、五〇〇円
二 乙種危険物取扱者試験	四、五〇〇円
三 丙種危険物取扱者試験	三、六〇〇円

に

二、八〇〇円	一 同令第三十六条の四 第五号に掲げる事項に 係るもの 一、六〇〇円
七〇〇円	二 一に掲げるもの以外 のもの
一、八〇〇円	
五、〇〇〇円	一 甲種消防設備士試験
三、四〇〇円	二 乙種消防設備士試験

を

二、九〇〇円	一 同令第三十六条の四 第五号に掲げる事項に 係るもの 一、六〇〇円
七〇〇円	二 一に掲げるもの以外 のもの
一、九〇〇円	
五、七〇〇円	一 甲種消防設備士試験
三、八〇〇円	二 乙種消防設備士試験

に改め、別表政治

資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下この項において「法」という。）の

項中	少額領収書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円	を
	収支報告書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円	

少額領収書等の写 しの交付手数料	一 複写機により用紙に 複写したもの 用紙一枚につき 一〇円
	二 スキヤナにより読み 取つてできた電磁的記 録を光ディスク（日本 工業規格X〇六〇六及 びX六二八一に適合す る直径一二〇ミリメー トルの光ディスクの再 生装置で再生すること が可能なものに限る。 以下この項において同 じ。）に複写したもの 光ディスク一枚につ き一〇〇円に少額領収 書等の写し一枚ごとに

に改め、別表建築基準法（昭和二十

収支報告書等の写しの交付手数料	一 複写機により用紙に複写したもの 用紙一枚につき 一〇円	一〇円を加えた額
	二 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの 光ディスク一枚につき一〇〇円に収支報告書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた額	

五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。)の項中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、別表建築士法(以下この項において「法」という。)の項中「一六、九〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)の項中

法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に係る容器検査	容器検査手数料(繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に限る。)	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円	を
		二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一八〇円	
		三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円	

法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に係る容器検査	容器検査手数料(繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に限る。)	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円	に
		二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円	

<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上五〇〇リットル以下の容器 一個につき、三三〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すことに四円を加えた額</p>	<p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円</p>
<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定によるその他の容器に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 九〇円</p>	
<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル</p>	

を

法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定によるその他の容器に係る容器検査	容器検査手数料（その他の容器に限る。）	以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二一〇円
		四 内容積が三〇リットル以上五〇〇リットル以下の容器 一個につき、二一〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すことに三円を加えた額
法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査	容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円
		二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一八〇円
法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査	容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）	三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円
		一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円

に

を

法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査	容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円
		二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円
法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査	容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）	三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円
		一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円

に

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p>
	<p>容器再検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p>
		<p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p>
		<p>四 内容積が三〇リットル以上の容器 一個につき、二二〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた額</p>
<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定によるその他の容器に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 九〇円</p>

を

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p>
	<p>容器再検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p>
		<p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき</p>

に改め

法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定によるその他の容器に係る容器再検査	容器再検査手数料 (その他の容器に限る。)	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 八〇円 四 内容積が三〇リットル以上の容器 一個につき、二一〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた額 二一〇円
--	--------------------------	---

別表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の項中「一九、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、別表砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この項において「法」という。）の項中「三七、〇〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、別表廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。）の項中

法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	六八、〇〇〇円
---	---------------------------------	---------

を

法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	六八、〇〇〇円
法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料	一四七、〇〇〇円
法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請手数料	一三四、〇〇〇円

に改め、

別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中

法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新手数料	10,000円
法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定手数料	20,000円
法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	10,000円

を

法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新手数料	10,000円
--	--------------------	---------

に

法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新手数料	33,000円
---	-------------------	---------

を

法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新手数料	33,000円
法第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可手数料	63,000円
法第百七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	33,000円
法第百八条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護医療院開設許可更新手数料	33,000円

に改め

別表使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この項

において「法」という。)の項中「七五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改め、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。)の項中「七九、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「二二七、〇〇〇円」を「二二九、〇〇〇円」に、「二五一、〇〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に、「一三二、〇〇〇円」を「一三三、〇〇〇円」に、「四四九、〇〇〇円」を「四五五、〇〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「七七二、〇〇〇円」を「七八二、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「三四九、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「一、四二八、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「六三七、〇〇〇円」を「六四五、〇〇〇円」に、「二、〇四一、〇〇〇円」を「二、〇六八、〇〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「八七二、〇〇〇円」を「八八三、〇〇〇円」に、「二、五〇〇、〇〇〇円」を「二、五三三、〇〇〇円」に、「二八四、〇〇〇円」を「二八七、〇〇〇円」に、「一、〇五六、〇〇〇円」を「一、〇七〇、〇〇〇円」に改め、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項中

法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	二〇五、〇〇〇円
---------------------------------------	-------------------	----------

を

法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	二〇五、〇〇〇円
法第二十七条の二第一項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する	汚染土壌処理業の相続承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円

に改め

る審査

る。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第二条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 使用料の額の算定の基礎となる使用の面積(以下「使用面積」という。)若しくは長さ(以下「使用長」という。)が別表第二に定める使用の面積の単位(以下「単位面積」という。)若しくは長さの単位(以下「単位長」という。)に満たないとき、又は使用面積若しくは使用長に単位面積若しくは単位長に満たない端数があるときは、その使用面積又はその端数の面積は、単位面積に相当する面積として計算し、その使用長又はその端数の長さは、切り捨てて計算する。

別表第二(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)の表を次のように改める。

(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場
合)

地下埋設物の規格 による区分	単 位	土 地 の 種 類 別 使 用 料 年 額		
		宅 地	田 及 び 畑	そ の 他
外径が〇・〇七メートル未満	〇・〇二メートル	〇・六円	〇・三円	〇・二円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満	〇・〇二メートル	〇・七円	〇・四円	〇・二円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	〇・〇二メートル	〇・九円	〇・五円	〇・三円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	〇・〇二メートル	一・一円	〇・六円	〇・三円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満	〇・〇二メートル	一・四円	〇・七円	〇・四円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満	〇・〇二メートル	一・九円	一・〇円	〇・五円

外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	三・一円	一・六円	〇・八円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満	〇・〇一メートル	四・三円	二・二円	一・一円
外径が一メートル以上	〇・〇一メートル	八・三円	四・二円	二・一円

(広島県工業用水道条例の一部改正)

第三条 広島県工業用水道条例(昭和四十年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項の表沼田川工業用水道の項中「二一・六円」を「二三・七円」に、「五・三円」を「五・八円」に、「三六・三円」を「三九・八円」に、「五三・八円」を「五九円」に改め、同條第三項の表沼田川工業用水道の項中「二五・三円」を「二七・七円」に、「三六・三円」を「三九・八円」に、「五〇・六円」を「五五・四円」に改め、同條第四項の表沼田川工業用水道の項中「五、五五〇円」を「六、一〇〇円」に、「七・四円」を「八・一円」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中十六の項を十九の項とし、十五の項を十八の項とし、十四の項を十七の項とし、十三の項の次に次の三項を加える。

十四 遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料	一時間まで一〇、八〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「一時間以内の額」という。)。一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに五四〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額
十五 遺伝子診療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回三九、六五〇円以内で管理者が定める額
十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回一、二〇八、〇九〇円以内で管理者が定める額

(県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第五条 県立学校の授業料等に関する条例(昭和三十二年広島県条例第六号)の一部を次

のように改正する。

別表高等学校の部選考料の項中「四四〇」を「五〇〇」に改め、同部入学料の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同部授業料の項中「二、五〇〇」を「二、七〇〇」に、「三、〇二〇」を「三、一八〇」に、「一、〇一〇」を「一、〇九〇」に、「五三〇」を「五七〇」に改め、同部受講料の項中「二九〇」を「三三〇」に改め、同部聴講料の項中「一、五〇〇」を「一、七四〇」に、「二九〇」を「三三〇」に改める。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第六条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法

という。)の項中

風俗営業所の構造 又は設備の変更承認申請手数料	一一、〇〇〇円
----------------------------	---------

を

風俗営業所の構造 又は設備の変更承認申請手数料	九、九〇〇円
----------------------------	--------

に

特例風俗営業業者認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	一五、〇〇〇円
--	---------

を

特例風俗営業業者認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	一三、〇〇〇円
--	---------

に、「一一、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇

円」に

一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの	六、〇〇〇円
二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの	一六、〇〇〇円

を

一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの	五、三〇〇円
二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの	一五、三〇〇円

に、「二、八〇〇円」を

「二、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表火薬類

取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号。以下この項において「法」という。）の項中

火薬類運搬証明書 交付手数料	二、四〇〇円
-------------------	--------

を

火薬類運搬証明書 交付手数料	二、一〇〇円
-------------------	--------

に改め、同表質屋営業法（昭和二十五年法

律第五百五十八号。以下この項において「法」という。）の項中「二五、〇〇〇円」を「

二二、〇〇〇円」に改め、同表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十三年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）の項中「四、

六〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法

律第六号。以下この項において「法」という。）の項中「一、六〇〇円」を「一、八〇

〇円」に、「二、二〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表道路交通法（以下この項

において「法」という。）の項中

駐車監視員資格者 証再交付手数料	二、〇〇〇円
---------------------	--------

を

駐車監視員資格者 証再交付手数料	一、八〇〇円
---------------------	--------

に、「一、六〇〇円」を「一、五五〇円」

に、「七、〇五〇円」を「六、六〇〇円」に、

四 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合以外の場合 四、四〇〇円
--

を

二 法第九十七条 の二第一項第三 号又は第五号に 該当して同項の 規定の適用を受 ける場合 一、八五〇円
--

三 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七条 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする
--

を

二 法第九十七条 の二第一項第三 号又は第五号に 該当して同項の 規定の適用を受 ける場合 一、九〇〇円
--

三 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七条 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする
--

に

四 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場
--

に

合以外の場合
四、一〇〇円

者が当該試験を
公安委員会が提
供する自動車
を使用して受ける
場合
三、一〇〇円

四 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て三に掲げる場
合以外の場合
二、二〇〇円

者が当該試験を
公安委員会が提
供する自動車
を使用して受ける
場合
三、三五〇円

四 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て三に掲げる場
合以外の場合
二、五五〇円

三 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て法第九十七
条第一項第二号に
掲げる事項につ
いて行う試験を
受けようとする
者が当該試験を
公安委員会が提
供する自動車
を使用して受ける
場合
四、五〇〇円

を

三 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て法第九十七
条第一項第二号に
掲げる事項につ
いて行う試験を
受けようとする
者が当該試験を
公安委員会が提
供する自動車
を使用して受ける
場合
四、〇五〇円

に、「二、九五〇円」を「二、六〇

〇円」に、

一 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
る場合
一、八五〇円

を

一 法第九十七
条の二第一項の規
定の適用を受け
る場合
一、九〇〇円

に、

運転免許試験手数料
料（大型自動車第
二種免許、中型自
動車第二種免許又
は普通自動車第二
種免許に係るもの）

一 法第九十七
条の二第一項第二
号に該当して同
項の規定の適用
を受ける場合
一、七五〇円

を

運転免許試験手数料
料（大型自動車第
二種免許、中型自
動車第二種免許又
は普通自動車第二

一 法第九十七
条の二第一項第二
号に該当して同
項の規定の適用
を受ける場合

に、「四、五五〇円」を「四、八〇〇円」

種免許に係るもの)

一、七〇〇円

に、

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、四〇〇円	四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、八五〇円	一 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、七〇〇円
--	--	---

を

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、三五〇円	四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九〇〇円	一 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、四〇〇円
--	--	---

に、「四、〇五〇円」を「三、

九〇〇円」に、「四、七五〇円」を「四、五五〇円」に、「三、八五〇円」を「三、七

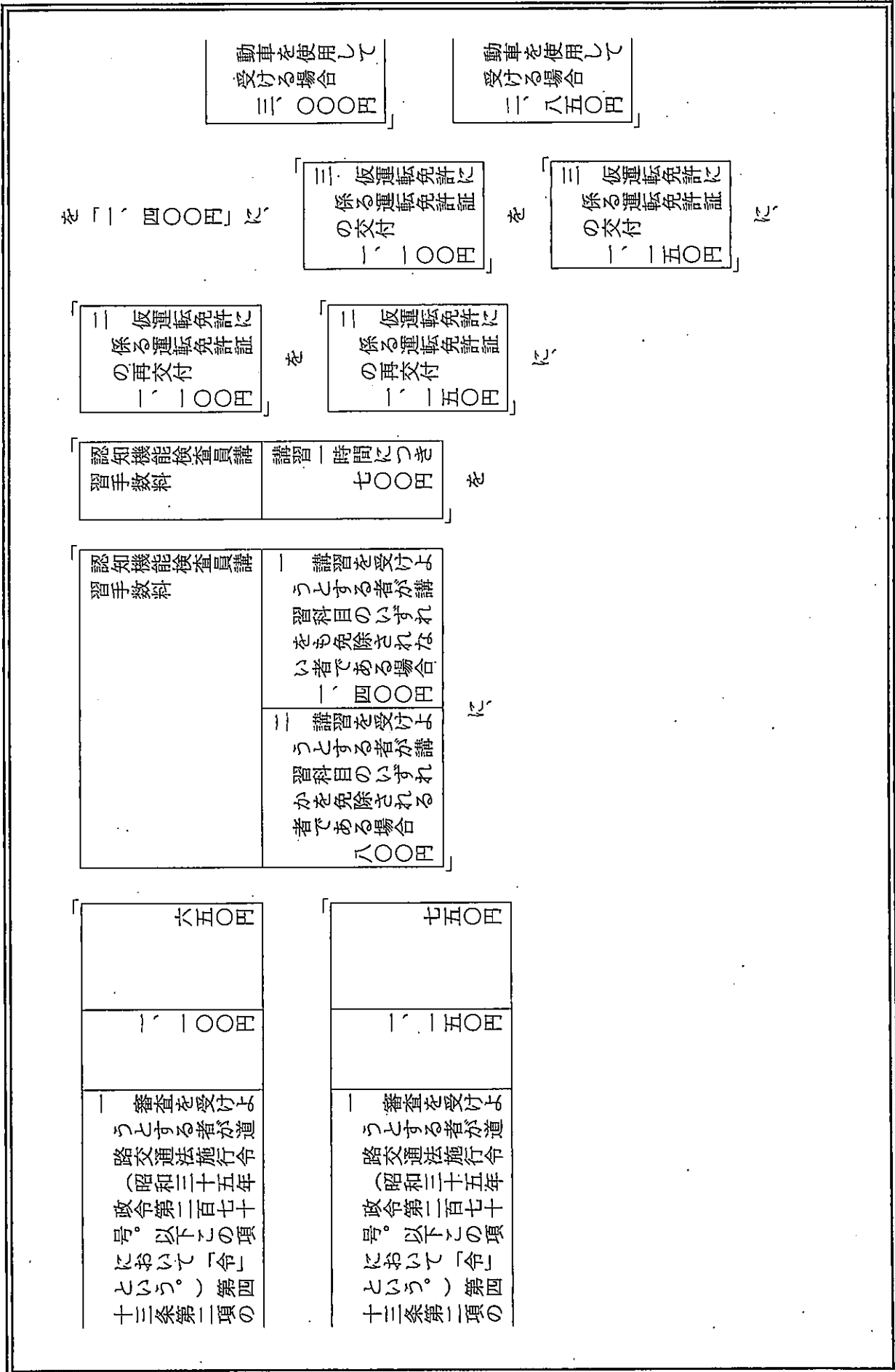
五〇円」に、

一 法第一百十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自
--

を

一 法第一百十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自
--

に、「一、四五〇円」



表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合
 二三、一〇〇円

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
 二三、一〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表六の項の第一欄

表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合
 二三、四〇〇円

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
 二三、四〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、三五〇円を、同表六の項の第一欄

<p>に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、七五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、四五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に五五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十二条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一九、六五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十二条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一九、六五〇円から、同表一</p>	<p>に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、三五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に五〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十二条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一九、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十二条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一九、五〇〇円から、同表一</p>
--	---	--	--	---	--

の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、六〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に八五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目につい

の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、五五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目につい

<p>ての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一四、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審</p>	<p>ての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、七〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一四、七〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審</p>
---	---	--	---	---	--

査細目について
 の審査を免除さ
 れるときは一、
 九五〇円を、同
 表五の項の第一
 欄に掲げる審査
 細目についての
 審査を免除され
 るときは二、五
 〇〇円を、同表
 六の項の第一欄
 に掲げる審査細
 目についての審
 査を免除される
 ときは二、五五
 〇円を、同表一
 の項の第一欄及
 び二の項の第一
 欄に掲げる審査
 細目についての
 審査のいずれを
 も免除されると
 きはそれぞれの
 審査細目に係る
 減額のほか更に
 一、〇五〇円を、
 同表三の項の第
 一欄及び四の項
 の第一欄に掲げ
 る審査細目につ
 いての審査のい
 ずれをも免除さ
 れるときはそれ
 ぞれの審査細目
 に係る減額のほ
 か更に三五〇円
 をそれぞれ減じ
 た額

- 一 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三條第二
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれをも
免除されない者
である場合
二一、七〇〇円
- 二 審査を受けよ

査細目について
 の審査を免除さ
 れるときは二、
 〇〇〇円を、同
 表五の項の第一
 欄に掲げる審査
 細目についての
 審査を免除され
 るときは二、六
 五〇円を、同表
 六の項の第一欄
 に掲げる審査細
 目についての審
 査を免除される
 ときは二、五五
 〇円を、同表一
 の項の第一欄及
 び二の項の第一
 欄に掲げる審査
 細目についての
 審査のいずれを
 も免除されると
 きはそれぞれの
 審査細目に係る
 減額のほか更に
 一、一〇〇円を、
 同表三の項の第
 一欄及び四の項
 の第一欄に掲げ
 る審査細目につ
 いての審査のい
 ずれをも免除さ
 れるときはそれ
 ぞれの審査細目
 に係る減額のほ
 か更に三〇〇円
 をそれぞれ減じ
 た額

- 一 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三條第二
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれをも
免除されない者
である場合
二一、五〇〇円
- 二 審査を受けよ

うとする者が令
第四十三条第二
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場
合

二一、七〇〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは四、二五〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついで審査を
免除されるとき
は七、四〇〇円
を、同表六の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
三、七〇〇円を、
同表七の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは二、
五五〇円を、同
表一の項の第一
欄及び二の項の
第一欄に掲げる
審査細目につい
ての審査のいず
れをも免除され
るときはそれぞ
れの審査細目に
係る減額のほか
更に三、一〇〇
円をそれぞれ減
じた額

一、一〇〇円

うとする者が令
第四十三条第二
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場
合

二一、五〇〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは四、二五〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついで審査を
免除されるとき
は七、四〇〇円
を、同表六の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
三、七〇〇円を、
同表七の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは二、
五五〇円を、同
表一の項の第一
欄及び二の項の
第一欄に掲げる
審査細目につい
ての審査のいず
れをも免除され
るときはそれぞ
れの審査細目に
係る減額のほか
更に二、九〇〇
円をそれぞれ減
じた額

一、一五〇円

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合
一四、六〇〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
一四、六〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、五五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

を

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合
一四、五五〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
一四、五五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、六〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

に「三、三〇〇円」を「三、一〇

るときは一、五
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、四〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
二、五〇〇円を、
同表四の項の第
一欄及び五の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査のい
ずれをも免除さ
れるときはそれ
ぞれの審査細目
に係る減額のほ
か更に二五〇円
をそれぞれ減じ
た額

一 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれをも
免除されない者
である場合
一一、八〇〇円

二 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場

るときは一、六
〇〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、五〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
二、四〇〇円を、
同表四の項の第
一欄及び五の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査のい
ずれをも免除さ
れるときはそれ
ぞれの審査細目
に係る減額のほ
か更に一五〇円
をそれぞれ減じ
た額

一 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれをも
免除されない者
である場合
一一、八五〇円

二 審査を受けよ
うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場

合

一一、八〇〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは三、六〇〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついでに審査を
免除されるとき
は一、二五〇円
を、同表三の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
一、二〇〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは一、
三五〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、三
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、三〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
九〇〇円を、同
表四の項の第一

合

一一、八五〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは三、五五〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついでに審査を
免除されるとき
は一、三〇〇円
を、同表三の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
一、二五〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは一、
三五〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、三
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、三〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
九〇〇円を、同
表四の項の第一

<p>欄及び五の項の 第一欄に掲げる 審査細目につい ての審査のいず れをも免除され るときはそれぞ れの審査細目に 係る減額のほか 更に一〇〇円を それぞれ減じた 額</p>	<p>一 審査を受けよ うとする者が令 第四十三条第三 項の表の第一欄 に掲げる審査細 目についての審 査のいずれをも 免除されない者 である場合 九、四〇〇円</p>	<p>欄及び五の項の 第一欄に掲げる 審査細目につい ての審査のいず れをも免除され るときはそれぞ れの審査細目に 係る減額のほか 更に一五〇円を それぞれ減じた 額</p>	<p>一 審査を受けよ うとする者が令 第四十三条第三 項の表の第一欄 に掲げる審査細 目についての審 査のいずれをも 免除されない者 である場合 九、六五〇円</p>
<p>二 審査を受けよ うとする者が令 第四十三条第三 項の表の第一欄 に掲げる審査細 目についての審 査のいずれか又 は全部を免除さ れる者である場 合 九、四〇〇円 から、同表一の 項の第一欄に掲 げる審査細目に ついての審査を 免除されるとき は一、三〇〇円 を、同表二の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を免 除されるときは 一、三〇〇円を、 同表三の項の第 一欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れるときは一、</p>	<p>二 審査を受けよ うとする者が令 第四十三条第三 項の表の第一欄 に掲げる審査細 目についての審 査のいずれか又 は全部を免除さ れる者である場 合 九、六五〇円 から、同表一の 項の第一欄に掲 げる審査細目に ついての審査を 免除されるとき は一、二五〇円 を、同表二の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を免 除されるときは 一、三五〇円を、 同表三の項の第 一欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れるときは一、</p>		

一〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者

二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一五〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者

<p>である場合 一、七五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合</p> <p>一、七五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇五〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれに係る減額のほか更に三、一五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 準中型自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転</p>
<p>である場合 一、四五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合</p> <p>一、四五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇五〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれに係る減額のほか更に二、八五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 準中型自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転</p>

に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、六五〇円

一 準中型自動車免許に係る再試験であつて一に掲げる場合以外の場合
二、〇〇〇円

三 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
二、八五〇円

四 普通自動車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合
一、九五〇円

に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、四〇〇円

一 準中型自動車免許に係る再試験であつて一に掲げる場合以外の場合
一、九〇〇円

三 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
二、五五〇円

四 普通自動車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合
一、七五〇円

〇円」に

六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合
一、七五〇円

七 原動機付自転車免許に係る再試験

を

六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合
一、六五〇円

七 原動機付自転車免許に係る再試験

に

一、〇五〇円

一、〇〇〇円

免許証更新手数料	二、五〇〇円
----------	--------

を

免許証更新手数料	一 法第百一条の二の二第二項の規定の適用を受ける場合 二、五五〇円
	二 一に掲げる場合以外の場合 二、五〇〇円

に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」

国外運転免許証交付手数料	二、四〇〇円
--------------	--------

に

を

国外運転免許証交付手数料	二、三五〇円
--------------	--------

に

三 第三号に掲げる講習 講習一時間に つき 二、一〇〇円	を
四 第四号に掲げる講習で大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係る講習にあつては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間に つき 四、一〇〇円	

三 第三号に掲げる講習 講習一時間に つき 一、九五〇円	を
四 第四号に掲げる講習で大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係る講習にあつては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間に つき 四、四五〇円	

に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」

六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの

六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの

〇円」に

つき 四、一〇〇円	七 第五号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの講習一時間に	つき 二、四五〇円	講習一時間に
--------------	-----------------------------------	--------------	--------

を

つき 四、一五〇円	七 第五号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの講習一時間に	つき 二、八〇〇円	講習一時間に
--------------	-----------------------------------	--------------	--------

に

つき 一、四〇〇円	九 第六号に掲げる講習講習一時間に
--------------	-------------------

を

つき 一、五〇〇円	九 第六号に掲げる講習講習一時間に
--------------	-------------------

に

つき 一、三〇〇円	十一 第八号に掲げる講習講習一時間に
つき 六五〇円	十二 第九号に掲げる講習講習一時間に

を

つき 一、四〇〇円	十一 第八号に掲げる講習講習一時間に
つき 七五〇円	十二 第九号に掲げる講習講習一時間に

に

つき 二、四〇〇円	十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間に
--------------	-----------------------------------

を

つき 二、四五〇円	十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間に
--------------	-----------------------------------

に

二十二 第十二号に掲げる講習で道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。以下この項において「規則」という。)第三十八条第十二項第二号の表の一の項第一
--

二十二 第十二号に掲げる講習で道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。以下この項において「規則」という。)第三十八条第十二項第二号の表の一の項第一
--

欄又は二の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。）
四、六五〇円

二十三 第十二号に掲げる講習で規則第三十八条第十二項第二号の表の一の項第一欄又は二の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものに限る。）
二、〇〇〇円

を

欄又は二の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。）
五、一〇〇円

二十三 第十二号に掲げる講習で規則第三十八条第十二項第二号の表の一の項第一欄又は二の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものに限る。）
二、二五〇円

に、「七、五五〇円」を「七、九五〇円」に

〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四五〇円」に、「五、六五〇円」を「五、八〇〇円」に

円」に

二十七 第十二号に掲げる講習で規則第三十八条第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものに限る。）
二、四〇〇円

を

二十七 第十二号に掲げる講習で規則第三十八条第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものに限る。）
二、三五〇円

に、「三、二〇〇円」を

「三、五〇〇円」に

三十 第十四号に掲げる講習
講習一時間に
つき
一、九〇〇円

を

三十 第十四号に掲げる講習
講習一時間に
つき
二、〇〇〇円

に

チャレンジ講習手
教科 二、七五〇円

を

チャレンジ講習手
教科 二、六五〇円

に

「講習一時間につき
一、四〇〇円」を「講習一時間につき
一、八〇〇円」に改め、同表警備業法（昭和四十七
年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の項中

警備員指導教育責 任者資格者証書換 え手数料	二、〇〇〇円	を
------------------------------	--------	---

警備員指導教育責 任者資格者証書換 え手数料	一、八〇〇円	に
------------------------------	--------	---

機械警備業務管理 者資格者証書換え 手数料	二、〇〇〇円	を
-----------------------------	--------	---

機械警備業務管理 者資格者証書換え 手数料	一、八〇〇円	に改め、同表自動車運転代行業の業務の適
-----------------------------	--------	---------------------

正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同業探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下この項において「法」という。）の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次項の規定 公布の日
 - 二 第一条中広島県手数料条例別表消防法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成三十年五月一日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広島県手数料条例別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定に基づき行うことができる介護保険法第七十七条第一項の規定の例による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査については、一件につき六万三千元の手料金を徴収する。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後平成三十年度に県立高等学校に入学する者に係る選考料及び入学料については、第五条の規定による改正後の県立高等学校の授業料等に関する条例（以下「授業料条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際既に県立高等学校に在学する者で施行日前に入学し、転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、授業料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日以後において、県立高等学校に転学し、転籍し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在學生に係る額と同額とする。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う危険物取扱者免状の交付手数料等の金額の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(原第二十五号議案)

広島県手数料条例等の一部を
改正する条例

財 政 課 消 防 保 安 課
財 産 管 理 課 環 境 保 全 課
産 業 廃 棄 物 対 策 課 地 域 福 祉 課
技 術 企 画 課 建 築 課
企 業 局 病 院 事 業 局
選 挙 管 理 委 員 会 教 育 委 員 会
警 察 本 部

一 改正の要旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う危険物取扱者免状の交付手数料等の金額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行う。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う危険物取扱者免状の交付手数料等の金額の改正
	スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写した少額領収書等の写しに係る交付手数料等の新設
	建築基準法の改正に伴う用途地域等における建設等の許可申請手数料の改正
	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う二級建築士又は木造建築士試験手数料の金額の改正
	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う容器検査手数料等の金額の改正
	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う充てん設備の変更許可申請手数料の金額の改正
	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う砂利採取計画の認可申請手数料及び砂利採取計画の変更認可申請手数料の金額の改正
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定手数料等の新設
	介護保険法の改正に伴う介護医療院開設許可等

	手数料の新設及び手数料の新設及び指定居宅介護支援事業者指定手数料等の廃止
	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う破産業の事業範囲の変更許可申請手数料の金額の改正
	人件費単価の上昇に伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改正
	土壌汚染対策法の改正に伴う汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料等の新設
行政財産の使用料に関する条例	広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に伴う地下埋設物件に係る行政財産の使用料の改正
広島県工業用水道条例	契約水量の減少及び施設の改良事業に伴う経費の増大等に対応するための沼田川工業用水道の料金の料率の改定
県立病院使用料及び手数料条例	新たな遺伝子診療に関する相談並びに検査及び予防的処置に対応するための相談料及び技術料の上限額の新設
県立学校の授業料等に関する条例	地方財政計画の単価とのかい離を解消するための県立高等学校の通信制の課程の選考料等の金額の改正
広島県警察関係手数料条例	道路交通法施行令の改正等に伴う運転免許試験手数料の金額の改正等

二 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成三十年四月一日
- 2 広島県手数料条例の改正のうち消防法に関する手数料の改正 平成三十年五月一日
- 3 広島県手数料条例の改正のうち介護保険法に関する手数料（介護医療院の開設の準備行為に対する審査に係るものに限る。）の改正 公布の日

三 根拠法令

1 地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可

を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

2 地方公営企業法

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

⑩ 前項の料金は、公正妥当なものでなければならないが、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

3 道路交通法

第一百十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収すること

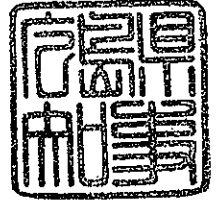
を標準として条例を定めなければならない。

- 一 第八十九条第一項の規定による運転免許試験を受けようとする者 運転免許試験手数料
- 一の二 第八十九条第三項の規定による検査を受けようとする者 検査手数料
- 二 第百条の二第一項の規定による再試験を受けようとする者 再試験手数料
- 三 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料
- 四 第九十四条第二項の規定による免許証の再交付を受けようとする者 免許証再交付手数料
- 五 第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料
- 五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料
- 六 第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料
- 七 第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料
- 八 第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 技能検定員審査手数料
- 九 第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 教習指導員資格者証交付手数料
- 十 第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 教習指導員審査手数料
- 十一 第百七条の七第一項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者 国外運転免許証交付手数料
- 十二 第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

平成30年2月6日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第五号中「三千六百円」を「人事委員会が認める程度の区分に応じて三千六百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

本県における教員の働き方改革の一環として、人事委員会による職員の給与に関する報告も踏まえ、部活動指導業務に係る手当の支給要件を見直すため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

本県における教員の働き方改革の一環として、人事委員会による職員の給与に関する報告も踏まえ、部活動指導業務に係る手当の支給要件を見直すため、必要な改正を行う。

二 施行期日

平成三十年四月一日

三 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、くき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

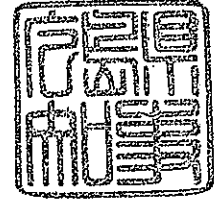
職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の特種勤務手当に関する条例 昭和二十六年八月一日条例第二十四号</p> <p>(教員特種業務従事職員の特種勤務手当) 第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 前項第四号に掲げる業務 人事委員会が認める程度の区分に応じて三千六百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額</p>	<p>○職員の特種勤務手当に関する条例 昭和二十六年八月一日条例第二十四号</p> <p>(教員特種業務従事職員の特種勤務手当) 第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 前項第四号に掲げる業務 三千六百円</p>

平成30年1月25日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり、広島県立高等学校等設置条例（昭和39年広島県条例第34号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立高等学校等設置条例の

一部を改正する条例案

広島県立高等学校等設置条例の

一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第一中「広島県立広島教智学園中学校」豊田郡大崎上島町

」を「

広島県立広島教智学園中学校 豊田郡大崎上島町

広島県立三次中学校

三次市南畑敷町

」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

備北地域において、中高一貫教育を受ける機会を選択できる環境を整えることを目的として、広島県立三次高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を設置するため、この条例案を提出する。

(原第 号議案)

広島県立高等学校等設置条例の 一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

備北地域において、中高一貫教育を受ける機会を選択できる環境を整えることを目的として、広島県立三次高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を設置するため、必要な改正を行う。

名 称	位 置
広島県立三次中学校	三次市南畑敷町

二 施行期日

平成三十年四月一日

三 根拠法令

1 学校教育法

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）
、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

2 地方自治法

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

改正後

○広島県立高等学校等設置条例

昭和三十九年三月三十一日条例第三十四号

別表第一（第二条関係）

名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町
広島県立広島叡智学園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立三次中学校	三次市南畑敷町

別表第二（第三条関係）

(略)

別表第三（第四条関係）

(略)

改正前

○広島県立高等学校等設置条例

昭和三十九年三月三十一日条例第三十四号

別表第一（第二条関係）

名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町
広島県立広島叡智学園中学校	豊田郡大崎上島町

別表第二（第三条関係）

(略)

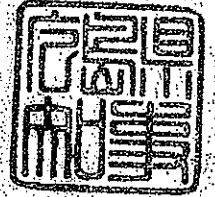
別表第三（第四条関係）

(略)

平成30年1月23日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(業務プロセス改革課)



広島県学校職員定数条例の一部改正について (照会)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、別紙のとおり議会へ提案することについて貴委員会の意見を求めます。

県第四十二号議案

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県学校職員定数条例の

一部を改正する条例案

広島県学校職員定数条例の

一部を改正する条例

広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「五、二七〇人」を「五、二三五人」に改め、同条第二号中「九、三七
七人」を「九、三〇七人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに市
町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、この条例案を提出する。

(県第四十三号議案)

広島県学校職員定数条例の 一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、必要な改正を行う。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二七〇人	五、二三五人	△三五人
市町立学校県費負担教職員	九、三七七人	九、三〇七人	△七〇人

二 施行期日

平成三十年四月一日

三 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

② 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

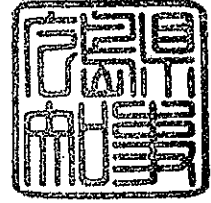
③ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

平成 30 年 1 月 25 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正について（照会）

別紙のとおり，広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成 14 年広島県条例第 5 号）の一部を改正することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，貴委員会の意見を求めます。

県第四十四号議案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県高等学校等奨学金貸付条例の 一部を改正する条例案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の 一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は勉学成績の優れた者」を削る。

第二条中第一号から第四号までを削り、同条第五号中「高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び高等専門学校、法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部並びに法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程で規則で定めるもの」に改め、同号を同条第一号とし、同条第六号を同条第二号とし、同条第七号を同条第三号とする。

第三条第一項第四号中「（高等学校又は高等専門学校に在学する者に限る。）又は学習成績が良好であること（高等学校、特別支援学校高等部又は専修学校高等課程に在学する者に限る。）」を削り、同項第五号中「学資金」を「学資貸与金、学資支給金」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

勉学意欲のある高等学校等に在学する者の教育を受ける機会の拡充を目的として、修学奨学金の貸付けを受けるための要件から学習成績要件を撤廃するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第四十四号議案)

広島県高等学校等奨学金貸付条例の 一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

勉学意欲のある高等学校等に在学する者の教育を受ける機会の拡充を目的として、修学奨学金の貸付けを受けるための要件から学習成績要件を撤廃するなど、必要な改正を行う。

二 施行期日

平成三十年四月一日

三 根拠法令

地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

○広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年三月二十五日条例第五号

(目的)

第一条 この条例は、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「修学奨学金」という。）を、留学を行う者に対し留学に必要な経費の一部（以下「留学奨学金」という。）を貸し付けることにより、勉学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高等学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び高等専門学校、法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部並びに法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程で規則で定めるものをいう。
- 二 奨学金 修学奨学金及び留学奨学金をいう。

改正前

○広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年三月二十五日条例第五号

(目的)

第一条 この条例は、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「修学奨学金」という。）を、留学を行う者に対し留学に必要な経費の一部（以下「留学奨学金」という。）を貸し付けることにより、勉学意欲のある者又は勉学成績の優れた者の教育を受ける機会の拡充を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高等学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 二 高等専門学校 法第一条に規定する高等専門学校をいう。
- 三 特別支援学校高等部 法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部をいう。
- 四 専修学校高等課程 法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程で規則で定めるものをいう。
- 五 高等学校等 高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。
- 六 奨学金 修学奨学金及び留学奨学金をいう。

三 奨学生 この条例による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第三条 修学奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

- 一 高等学校等に在学していること。
- 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者とする者、同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが、県内に住所を有すること。
- 三 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。
- 四 学習状況が良好であること。

五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資貸与金、学資支給金その他同種の資金を他から借り受けて、又は給付されていないこと。

2 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

七 奨学生 この条例による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第三条 修学奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

- 一 高等学校等に在学していること。
- 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者とする者、同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが、県内に住所を有すること。
- 三 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。
- 四 学習状況が良好であること（高等学校又は高等専門学校に在学する者に限る。）又は学習成績が良好であること（高等学校、特別支援学校高等部又は専修学校高等課程に在学する者に限る。）。

五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資金その他同種の資金を他から借り受けて、又は給付されていないこと。

2 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

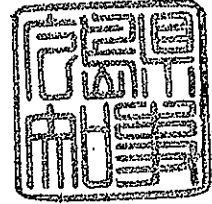
附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成 30 年 1 月 25 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部改正について（照会）

別紙のとおり、広島県高等学校等奨学金特別会計条例（平成 14 年広島県条例第 6 号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第四十五号議案

広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県高等学校等奨学金特別会計

条例の一部を改正する条例案

広島県高等学校等奨学金特別会計

条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金特別会計条例（平成十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校等奨学金貸付事業」の下に「及び高等学校等奨学金給付事業」を加える。

第二条中「貸付金」の下に「及び給付金」を、「貸付事務費」の下に「給付事務費」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

勉学意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難となっている高等学校等に在学する者に対して進学に必要な経費の一部を給付する高等学校等奨学金給付事業の経理を広島県高等学校等奨学金特別会計において行うため、この条例案を提出する。

(県第四十五号議案)

広島県高等学校等奨学金特別会計

条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

勉学意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難となっている高等学校等に在学する者に対して進学に必要な経費の一部を給付する高等学校等奨学金給付事業の経理を広島県高等学校等奨学金特別会計において行うため、必要な改正を行う。

二 施行期日

平成三十年四月一日

三 根拠法令

地方自治法

第二百九条

- ② 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

○広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県高等学校等奨学金特別会計条例 平成十四年三月二十五日条例第六号 (設置)</p> <p>第一条 県が行う高等学校等奨学金貸付事業及び高等学校等奨学金給付事業第一條の円滑な運営を図るとともに、その経理を明確にするため、広島県高等学校等奨学金特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。 (歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、奨学生に貸し付けた奨学金の償還金、国庫支第一出金、一般会計からの繰入金、繰越金及び附属諸収入をもって歳入とし、奨学生に対する貸付金及び給付金、貸付事務費、給付事務費、一般会計への繰出金その他の諸支出をもって歳出とする。</p>	<p>○広島県高等学校等奨学金特別会計条例 平成十四年三月二十五日条例第六号 (設置)</p> <p>第一条 県が行う高等学校等奨学金貸付事業の円滑な運営を図るとともに、その経理を明確にするため、広島県高等学校等奨学金特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。 (歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、奨学生に貸し付けた奨学金の償還金、国庫支第一出金、一般会計からの繰入金、繰越金及び附属諸収入をもって歳入とし、奨学生に対する貸付金、貸付事務費、一般会計への繰出金その他の諸支出をもって歳出とする。</p>

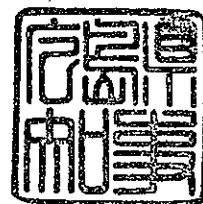
附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成30年1月31日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について

平成30年2月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成30年度教育委員会関係当初予算

平成 30 年度広島県一般会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
8	使用料及び手数料	4,981,309	5,003,759	△	22,450
9	国庫支出金	28,790,738	28,536,269		254,469
10	財産収入	179,482	182,390	△	2,908
12	繰入金	65,552	55,850		9,702
14	諸収入	2,177,477	2,305,425	△	127,948
15	県債	11,641,200	10,118,900		1,522,300
歳入	合計	47,835,758	46,202,593		1,633,165

(歳出)	(単位：千円)						
	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源
				国支出金	特定財源	その他	
10 教育費	170,892,240	167,804,345	3,087,895	28,780,738	11,631,200	7,423,820	123,056,482
11 災害復旧費	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0
歳出合計	170,912,240	167,824,345	3,087,895	28,790,738	11,641,200	7,423,820	123,056,482

第 8 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
1 総務使用料	7,449	7,755 △	306	施設使用料	7,449	
7 教育使用料	4,890,708	4,913,694 △	22,986	高等学校使用料	4,874,385	
				社会教育施設使用料	16,323	
計	4,898,157	4,921,449 △	23,292			

第 2 項 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
9 教育手数料	83,152	82,310	842	教育総務手数料	1,004	
				教職員人事手数料	29,370	
				高等学校手数料	50,879	
				文化財保護手数料	1,899	
計	83,152	82,310	842			

第 9 款 国库支出金

(単位：千円)

第 1 項 国库負担金

目	本年度	前年度	比	較	節		明
					区	分	
5 教育費国库負担金	23,424,487	23,132,392	292,095		事務局費負担金	3,821	
					義務教育費負担金	23,029,634	
					高等学校費負担金	205,217	
					特別支援学校費負担金	185,815	
6 災害復旧費国库負担金	10,000	10,000	0		教育施設災害復旧費負担金	10,000	
計	23,434,487	23,142,392	292,095				

第 2 項 国库補助金

9 教育費国库補助金	5,306,105	5,329,355	△	23,250	教育指導費補助金	17,742	
					義務教育費補助金	172,642	
					高等学校費補助金	5,078,708	
					特別支援学校費補助金	1,130	
					社会教育総務費補助金	27,937	

					文化財保護費補助金	3,253	
					文化施設費補助金	4,693	
計	5,306,105	5,329,355 △	23,250				
第3項 委託金							
8 教育費委託金	50,146	64,522 △	14,376		事務局費委託金	37	
					教育指導費委託金	36,604	
					人権教育推進費委託金	3,240	
					保健体育総務費委託金	265	
					体育振興費委託金	10,000	
計	50,146	64,522 △	14,376				

第10款 財産収入							説 明
第1項 財産運用収入							
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		金 額	
				区			
1 財産貸付収入	183,314	186,212	△	2,898	県公會貸付料	71,258	
					土地貸付料	93,484	
					建物貸付料	18,622	
2 利子及び配当金	15	25	△	10	基金運用収入	15	
計	183,329	186,237	△	2,908			
第2項 財産売却収入							
2 物品売却収入	10,170	10,170		0	不用品売却収入	318	
					家畜売却収入	9,852	
3 生産物売却収入	27,458	27,458		0	収穫物売却収入	22,680	
					製作品売却収入	4,778	
計	37,628	37,628		0			

第12款 繰入金
第2項 基金繰入金 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分金額	
基金繰入金	65,552	55,850	9,702	教育振興基金繰入金	65,552	
計	65,552	55,850	9,702			

第14款 諸収入		(単位：千円)					
目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区	分		金額
1 貸付金元利収入	16,947	18,937 △	1,990	貸出金償還金		16,947	
計	16,947	18,937 △	1,990				
第5項 収益事業収入							
1 宝くじ収入	45,933	45,933	0	宝くじ収入		45,933	
計	45,933	45,933	0				
第7項 雑収入							
5 雑収入	2,137,325	2,270,859 △	133,534	保険料		1,785,732	
				雑収		351,593	
計	2,137,325	2,270,859 △	133,534				

第15款 県債

第1項 県債

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
8 教育債	6,131,200	3,188,900	2,942,300	防災対策事業債	39,600	
				学校教育施設等整備事業債	3,894,200	
				公共施設等管理事業債	10,800	
				臨時高等学校整備事業債	2,186,600	
9 災害復旧債	10,000	10,000	0	補助災害復旧事業債	5,000	
				単独災害復旧事業債	5,000	
11 退職手当債	5,500,000	6,920,000	1,420,000 △	退職手当債	5,500,000	
計	11,641,200	10,118,900	1,522,300			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				国支出金	特定財源 県債	その他			
I 教育委員会費	32,183	34,441	△ 2,258	0	0	0	32,183	一般財源	
							8,813	1 報酬	1. 委員報酬及び給与費 教育長及 び委員 6人
							10,206	2 給料	2. 委員会運営費
							5,062	3 職員手当等	
							2,604	4 共済費	
							1,178	8 報償費	
							2,510	9 旅費	
							34	11 雑用費	
							368	12 役務費	
							127	13 委託料	
							1,281	19 負担金、補助 及び交付金	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	明			
				待定財源								
				国支出金	県債	その他						
2 事務局費	2,523,303	2,625,931	△ 102,628	3,858	47,000	使用料及び 手数料 2,005 財産収入 15 諸収入 12,320	一般財源	2,458,105	1 報酬	48,156	2,267,515	1. 職員給与費
									2 給料	1,022,635	213,987	2. 事務局運営費
									3 職員手当等	878,188	27,922	3. 教育事務所費
									4 共済費	384,136	5,860	4. 企画広報活動費
									5 災害補償費	150	8,019	5. 文教施設管理費
									7 賃金	9,857	4,048	(1) 県立学校施設等管理指導費
									8 報償費	2,255	3,971	(2) 市町立学校施設整備等事務費
									9 旅費	41,240		
									10 交際費	400		
									11 雑用費	38,181		
									12 役務費	22,225		
									13 委託料	24,826		

3 教職員人事費	30,606	32,055	△ 1,449	0	0	0	使用料及び 非教員 借料 30,288 諸収入 2,430	△ 2,092	23,151	19,261
									14 使用料及び賃 借料	1. 教職員人事管理費
									18 備品購入費	2. 教育職員免許設定費
									19 負担金、補助 及び交付金	
									25 積立金	
									4 共済費	
									7 賃金	
									8 報徴費	
									9 旅費	
									11 需用費	
									12 役務費	
									13 委託料	
									14 使用料及び賃 借料	
									19 負担金、補助 及び交付金	
								22 補償、補填及 び賠償金		

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	説明
				特定財源		一般財源			
				国支出金	県債	その他	一般財源		
4 教育指導費	2,591,761	2,089,998	501,763	54,346	1,075,100	1,411,025	68,237	1. 学校教育指導費	
					使用料及び 手数料 80			(1) 学びの革新牽引事業費	
					繰入金 17,052		13,308	512,618	
					諸収入 34,158			(2) 生徒指導及び道徳教育振興費	
							661	92,232	
								(3) 教職員指導力向上対策事業費	
								25,787	
								(4) 幼児教育推進費	
							37,452	60,740	
								(5) 特別支援教育振興費	
								13,096	
								(6) 教育振興費	
							146,655	18,572	
								(7) 被災児童生徒等支援事業費	
								1,821	
								2. 義務教育改革推進事業費	
							165,822	19,794	
								3. 高校教育改革推進事業費	
								1,500,141	
								(1) 学方向上対策事業費	
								35,075	
								(2) 職業能力育成推進事業費	
							214,031	17,720	
								(3) 魅力ある高校づくり推進事業費	
							106,406	6,361	
								(4) 広島みらい創生高等学校整備運 営事業費	
								1,440,985	
								4. 開かれた学校づくり推進事業費	
							19,500	3,794	
								5. 教育情報化推進事業費	
							229,674	158,064	
								6. 国際化教育推進事業費	
								81,541	
								19 負担金、補助 及び交付金	
							1,538,857		

								23 償還金、利子 及び割引料	41,182	7. 教育センター費	60,665
										8. 同和奨学金（既貸付決定分）	42,896
6 福利厚生費	349,237	400,410	△51,173	0	7,400	財産収入 71,279 諸収入 7,617	262,941	4 共済費	94,093	1. 教職員健康管理費	177,261
								7 賃金	827	2. 教職員公舎管理費	77,942
								8 報償費	2,391	3. 公立学校共済組合事務費交付金	94,034
								9 旅費	2,645		
								11 需用費	17,788		
								12 役員費	713		
								13 委託料	103,573		
								14 使用料及び賃 借料	24,734		
								15 工事請負費	12,350		
								19 負担金、補助 及び交付金	90,123		
計	5,527,090	5,182,835	344,255	58,204	1,129,500	177,224	4,162,162				

第 2 項 小学校費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		明
				待定財源		一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債				
1 教職員費	58,809,914	59,786,009	△ 976,095	13,555,534	2,290,000	諸収入 737,027	42,227,353	1 報酬 763,754	1. 教職員給与費 57,749,474
								2 給料 26,224,634	2. 非常勤講師報酬等 789,957
								3 職員手当等 21,694,429	3. 教職員等旅費 270,483
								4 共済費 9,832,342	
								9 旅費 294,755	
計	58,809,914	59,786,009	△ 976,095	13,555,534	2,290,000	737,027	42,227,353		

第 3 項 中学校費

1 教職員費	33,772,970	34,277,080	△ 504,110	7,782,330	1,371,000	諸収入 288,688	24,330,952	1 報酬 840,095	1. 教職員給与費 32,698,205
								2 給料 14,393,085	2. 非常勤講師報酬等 885,265
								3 職員手当等 12,849,904	3. 教職員等旅費 189,500
								4 共済費 5,457,378	

									9 旅費	232,507	
計	33,772,970	34,277,080	△ 504,110	7,782,330	1,371,000	288,688	24,330,952				
第 4 項 高等学校費											
1 高等学校總務費	39,826,551	39,278,543	548,008	29,334	1,354,000		33,117,238		1 報酬	1,284,027	38,159,142
						使用料及 手數料 4,909,509			2 給料	17,275,562	1,421,308
						諸收入 416,470			3 職員手当等	14,731,521	218,555
									4 共済費	6,207,122	
									8 報償費	11,123	
									9 旅費	292,881	
									11 需用費	23,660	
									12 役務費	83	
									13 委託料	100	
									14 使用料及び賃借料	472	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明	
				特定財源					一般財源
				国支出金	県債	その他			
2 高等学校管理費	13,722,617	10,586,696	3,135,921	5,254,591	4,337,100	3,918,175	1 報酬	2,622,946	
							3 職員手当等	20,352	
							4 共済費	3,294,559	
							7 賃金	1,255,853	
							8 報償費	759,989	
							9 旅費	381,988	
							11 需用費	41,898	
							12 役務費	4,776,023	
							13 委託料	569,029	
							14 使用料及び賃借料		
							15 工事請負費		
							16 原材料費		

									18 備品購入費	158,686	
									19 負担金、補助 及び交付金	4,800, 705	
									20 扶助費	571,622	
									21 貸付金	17,304	
									23 償還金、利子 及び割引料	209	
									25 積立金	41,898	
									27 公課費	760	
計	58,549, 168	49,865, 239	3,683, 929	5,283, 925	5,691, 100	5,538, 730	37,035, 413				
第 5 項 特別支援学校費											
1 特別支援学校費	16,540, 901	16,201, 734	339,167	2,051, 357	889,000	使用料及 び手数料 120 財産収入 2,781 繰入金 9,200 諸収入 327,705	13,260, 738	1 報酬	311,092	1. 教職員給与費	13,694,023
								2 給料	6,335, 912	2. 非常勤講師報酬等	323,104
								3 職員手当等	4,968, 282	3. 教職員等旅費	61,190
								4 共済費	2,390, 605	4. 学校運営費	693,751
								7 貸金	1,200	5. 通学対策費	730,203
										6. 就学奨励費	375,802
										7. 学校改修整備費	481,043
										8. 学校維持修繕費	157,275

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国支出金	県債 その他				
						8 報償費	4,622	9. 専門教育施設等整備費 24,201	
						9 旅費	90,681	10. 教育振興基金積立金 309	
						11 需用費	333,328		
						12 役務費	19,012		
						13 委託料	1,057,860		
						14 使用料及び賃借料	149,182		
						15 工事請負費	475,885		
						16 原材料費	3,023		
						18 備品購入費	23,900		
						19 負担金、補助及び交付金	3,851		
						20 扶助費	371,858		
						25 積立金	309		

									27 公課費	299	
計	16,540,901	16,201,734	339,167	2,051,357	889,000	339,806	13,260,738				
第 7 項 社会教育費											
1 社会教育総務費	787,375	782,404	4,971	27,937		0	755,874	221	1 報酬	2,640	666,246
						請収入 3,343			2 給料	324,881	4,506
									3 職員手当等	227,011	2,500
									4 共済費	115,313	106,785
									8 報償費	3,572	
									9 旅費	5,559	
									11 需用費	10,884	
									12 役務費	1,318	
									13 委託料	26,683	
									14 使用料及び賃借料	6,419	
									18 備品購入費	1,950	
									19 負担金、補助及び交付金	61,145	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額	説明			
									国支出金		県債
2 文化財保護費	87,162	107,446	△20,284	3,253	0	0	88,909	4 共済費	1	1. 埋蔵文化財保護費 2. 文化財保存事業費補助金	
								7 賃金	45		
								9 旅費	187		
								11 需用費	451		
								13 委託料	13,166		
								14 使用料及び賃借料	1,146		
								19 負担金、補助及び交付金	72,166		
								1 報酬	36,331		195,952
								3 職員手当等	977		54,656
								4 共済費	10,569		123,570
								8 報償費	1,224		
9 旅費	8,916										
11 需用費	98,975										
3 文化施設費	374,178	366,366	7,812	4,693	39,600	254,626	1 報酬	36,331	1. 図書館費		
							3 職員手当等	977	2. 歴史民俗資料館費		
							4 共済費	10,569	3. 歴史博物館費		
							8 報償費	1,224			
							9 旅費	8,916			
							11 需用費	98,975			
							使用料及び手数料	16,330			
							財産収入	1,033			
							繰入金	2,500			
							諸収入	55,396			

									17,306	
	12 役務費								143,007	
	13 委託料								11,663	
	14 使用料及び賃借料								41,959	
	15 工事請負費								2,979	
	18 備品購入費								272	
	19 負担金、補助及び交付金									4,059
4	人権教育推進費	4,059	3,411	648	3,240	0	819			1.人権教育推進費
	8 報償費								319	
	9 旅費								1,257	
	11 需用費								103	
	13 委託料								2,380	
	計	1,252,774	1,259,627	△ 6,853	39,123	78,823	1,095,228			
第 8 項 保健体育費										
1	保健体育総務費	435,934	449,247	△ 13,313	265	0	223,870	211,799	4,700	1.職員給与費
										2.学校保健体育費
									39,208	(1)学校保健管理指導費
									27,272	(2)学校安全管理指導費
										(3)学校体育指導費
										80,135
										350,716
										69,581
										239,279
										41,856

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	説明	
				特定財源			一般財源			
				国支出金	県債	その他				
							4 共済費	13,655	3. 学校給食振興費 5,088	
							8 報償費	14,076		
							9 旅費	27,298		
							11 需用費	567		
							12 役務費	551		
							13 委託料	58,954		
							14 使用料及び賃借料	4,833		
							19 負担金、補助及び交付金	244,820		
2 体育振興費	1,003,489	782,574	220,915	10,000	221,000	使用料及び手数料 4,964 諸収入 14,688	1 報酬	206		169,965
							8 報償費	2,509		237,440
							9 旅費	2,916		596,084
							11 需用費	3,314		
							12 役務費	359		

一般財源充當額明細書

(単位：千円)

款	一般財源充當額	説	明
10 財産収入	41,475	財産貸付収入	41,475
14 諸収入	22,728	雑入	22,728
計	64,203		64,203

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(当該年度提出分) (単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支出 (見込) 額		支出 予 定 額		特 定 財 源		一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	県 債	そ の 他	財 源
89 広島敬智学園中学校・高等学校整備事業	1,863,007			31~36	1,863,007	188,120	1,090,400	0	584,487
90 広島みらい創生高等学校整備運営事業	113,500			31	113,500	0	98,600	0	14,900
91 県立学校施設整備事業	1,480,002			31~32	1,480,002	0	1,133,500	0	346,502
92 広島県立総合体育館施設修繕事業	204,426			31	204,426	0	153,100	0	51,326

(過年度議決分) (単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支出 (見込) 額		支出 予 定 額		特 定 財 源		一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	県 債	そ の 他	財 源
74 可部高等学校移転整備事業	平成17年度 3,286,400	18~29	2,131,310	30~39	1,155,090	0	0	0	1,155,090
75 県立特別支援学校通学対策事業	平成26年度 699,386	26~29	241,480	30~31	457,906	0	0	0	457,906
	平成27年度 394,146	27~29	62,970	30~32	331,176	0	0	0	331,176
	平成29年度 3,862,279	29		30~34	3,862,279	0	0	0	3,862,279
76 広島県総合グラウンド管理委託事業	平成27年度 442,590	27~29	175,000	30~32	267,590	0	0	18,255	249,335
77 共同地下アクセス設備改修負担金	平成28年度 21,000	29	8,000	30~32	13,000	0	0	0	13,000

平成 30 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出予算事項別明細書

I 総括 (歳入)		(単位：千円)			
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	
1 高等学校等奨学金収入	414,600	361,152		53,448	
歳入合計	414,600	361,152		53,448	

(歳出)		本年度予算額の財源内訳					一般財源
		特 定 財 源		比 較			
款	本年度予算額	前年度予算額	比	国支出金	県 債	そ の 他	
1 高等学校等奨学金	414,600	361,152	53,448	0	0	350,413	64,187
歳出合計	414,600	361,152	53,448	0	0	350,413	64,187

(単位：千円)

2 歳 入

第 1 款 高等学校等奨学金収入

(単位：千円)

第 1 項 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 細
				区	額	
1 繰越金	64,187	4,400	59,787	前年度繰越金	64,187	
計	64,187	4,400	59,787			

第 2 項 諸収入

1 貸付金元利収入	347,589	353,938 △	6,349	貸出金償還金	347,589	
2 雑入	2,824	2,814	10	雑入	2,824	
計	350,413	356,752 △	6,339			

3 歳 出

第 1 款 高等学校等奨学金

第 1 項 高等学校等奨学金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	果 債	その他					
1 高等学校等奨学金	414,600	361,152	53,448	0	0	0	請収入 350,413	繰越金 64,187	1 報酬	14,662	1. 貸付金 308,072
									4 共済費	5,751	2. 給付金 60,000
									7 賃金	1,322	3. 事務費 44,736
									9 旅費	3,088	4. 国庫補助金返還金 1,792
									11 需用費	1,953	
									12 後務費	6,446	
									13 委託料	11,514	
									19 負担金、補助 及び交付金	60,000	
									21 貸付金	308,072	
									23 償還金、利子 及び割引料	1,792	

計	414,600	361,152	53,448	0	0	350,413	64,187			
---	---------	---------	--------	---	---	---------	--------	--	--	--

